１３ページ

３医療

１　心身障害者医療費助成（マルショウ）

担当窓口：障害者福祉課援護係

（1）東京都心身障害者医療費助成

　医療機関で保険診療を受けたときなどに、医療費の自己負担額の一部を助成します。入院時の食事療養標準負担額などは助成の対象外です。なお、市民税の課税状況により、負担割合が変わります。

（2）府中市心身障害者医療費助成

　医療機関で保険診療を受けたときなどに、医療費の自己負担額の一部を助成します。入院時の食事療養標準負担額などは助成の対象外です。東京都の所得基準を超過し、府中市の所得基準内であれば助成を受けられます。

２　自立支援医療

担当窓口：障害者福祉課援護係

(1)更生医療

　障害を取り除いたり、軽くしたりするための手術などの治療を指定医療機関で行う場合、その医療費の自己負担額が１割となります。なお、市民税所得割額や疾患等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。

(2)精神通院医療

　精神障害の医療を指定医療機関で外来通院して受ける場合、その医療費の自己負担額が1割となります。なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限月額及び受給制限があります。また、市民税非課税世帯は自己負担分の助成が受けられます。

１４ページ

3)育成医療

　身体に障害のある児童が、指定育成医療機関での早期治療により、将来の生活に必要な能力を得るためにかかる医療費について、自己負担額が1割となります。

　なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。

３　在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

看護師が原則として週１回程度訪問して、医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導、相談及び助言等を行います。なお、費用は無料です。

窓口

東京都多摩府中保健所　保健対策課　地域保健第一担当

ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４

４　難病医療費等助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

申請日以降の認定疾病にかかる医療費のうち、各種健康保険を適用し、その自己負担額の一部を助成します。（市民税の課税状況に応じ、自己負担限度額が定められます。）

１５ページ

窓口

・障害者福祉課　援護係

・東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課　難病認定担当

ＴＥＬ：０３－５３２０－４４７２

０３－５３２０－４００４

（コールセンター）

５　小児慢性特定疾病医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

医療費について各種健康保険の自己負担分の一部を助成します。（市民税の課税状況に応じ、自己負担限度額が定められます。詳細は、申請時にお渡しするご案内をご参照ください。）

６　小児精神病医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

精神疾患のため、満18歳未満のかたが精神科病院などで入院治療した際の入院医療費（保険診療分）の自己負担額の全額を助成します。（一部食事代などを除く）

１６ページ

７　養育医療の医療費助成

担当窓口：子ども家庭支援課母子保健係

指定養育医療機関での入院医療について、各種健康保険を適応した後の自己負担分を助成します。

市町村民税額に応じた負担金がありますが、府中市では乳幼児医療制度で助成します。詳細は、お問い合わせください。

窓口

子ども家庭支援課　母子保健係

ＴＥＬ：０４２－３６８－５３３３

８　結核医療費の公費負担

窓口

多摩府中保健所保健対策課　ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４

９　養育給付

入院医療について各種健康保険の自己負担分の助成や療養生活に必要な日用品等の支給を行います。

ただし、ご家族の収入に応じて自己負担が生じる場合があります。

窓口

多摩府中保健所保健対策課　ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４

１７ページ

１０　大気汚染医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

対象疾病の治療や投薬等に係る医療費のうち、各種健康保険適用後の自己負担分を助成します。ただし、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額等は自己負担となります。

１１　光化学スモッグ健康障害者の医療費助成

医療費について各種健康保険の自己負担分を助成します。

窓口

多摩府中保健所保健対策課

ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４

１２　原爆被爆者医療の給付事務

担当窓口：障害者福祉課生活係

東京都が行っている医療給付の申請事務を受付けます。

１３　B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

下記の治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から患者一部負担を除いた額を助成します。

（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません。）

(1)Ｂ型ウイルス肝炎

(2)Ｃ型ウイルス肝炎

１８ページ

１４　肝がん・重度肝硬変医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

Ｂ型・Ｃ型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療または通院治療にかかる保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。助成対象は、高額療養費算定基準額を超えた月の３か月目からとなります。（高額療養費及び食事療養・生活療養標準負担額を除く）

（再掲）１５　人工透析にかかる医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

医療保険各法等を適用した人工透析に係る医療費等の自己負担分のうち、月額10,000円を限度に助成をします。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額、介護保険適用のサービスを受けたときの費用は助成の対象とはなりません。（14・15ページ参照）

１６　後期高齢者医療制度

担当窓口：保険年金課後期高齢者医療係

後期高齢者医療制度は75歳以上のかたが加入する医療保険制度です。一定の障害のある方は65歳から加入することができますので、自己負担割合や保険料を比較のうえ、選択してください。

窓口

保険年金課　後期高齢者医療係　ＴＥＬ：０４２－３３５－４０３３

１９ページ

１７　ひとり親家庭等医療費の助成

担当窓口：子育て応援課育成係

保護者と当該児童が健康保険診療でかかった医療費の自己負担分の全部、または一部を助成します。ただし、高額療養費及び入院時の食事療養標準負担額を除きます。

窓口

子育て応援課コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５